

沖縄県職員措置請求書

第1 請求の趣旨

監査委員は、沖縄県知事に対し、次の通り勧告せよ。

- 1 下記事業に関して、一切の公金の支出を禁止すること。
- 2 下記事業に関し、国から埋立地を購入する契約の締結を含む一切の契約の締結を禁止すること。

【事業の概要】

事業名：中城湾港泡瀬地区公有水面埋立事業

事業内容：泡瀬干潟及びその浅海域を、国と沖縄県において約95ha埋立て、国の埋立地を沖縄県が購入した上造成し、造成後の土地のうち約58haを沖縄市に売却するなどする事業

第2 請求の理由の要旨

1 公有水面埋立法等違反の事業の推進

泡瀬干潟及びその浅海域は、環境省の重要湿地指定地、ラムサール条約登録湿地潜在候補地であり、沖縄県自然環境の保全に関する指針でも評価ランク に指定されるなど重要な区域である。国および沖縄県の公有水面埋立免許・承認の変更許可・変更承認手続きにおいては、再度の環境アセスメントが実施されることも、環境に対する十分な配慮がなされることもなく、生物多様性条約第10回締約国会議の成果や、この度の東日本大震災の教訓が活かされることもなく手続きが進められようとしている。また、公有水面埋立法は埋立事業が経済的合理性を有することを要求しているところ、本件事業に経済的合理性がないことは後述のとおりである。

上記のような事情のもとでは、公有水面埋立免許・承認の変更許可・変更承認の要件を欠くことは明白であり、そのような申請に関する費用支出は違法である。さらに、仮に、公有水面埋立免許・承認の変更許可・変更承認が、違法事由を看過してなされてしまったとしても、変更許可・変更承認自体が違法であり、当該違法な変更許可・変更承認に基づく埋立事業自体が違法な事業ということになる。

2 地方自治法、地方財政法違反

本件事業は、国・県による埋立地（事業費：国 332 億円・県 60.4 億円）を護岸、道路など国管理部分を除き沖縄県が購入し 245.6 億円をかけインフラ整備をする。県が国から購入した埋立地のうちの約 58ha を、沖縄市に約 123 億円で譲渡し、沖縄市において約 179 億円のインフラ整備費及び公共施設整備費をかけ整備し、そのうち約 33ha を民間に売却、賃貸するなどし、埋立地をスポーツコンベンション拠点、リゾート地等として利用しようとするものである。

沖縄県が投資した費用については、埋立地の売却代金だけではわずかにその一部を回収することができるにすぎず、初めから大幅な赤字が生じる事業計画となっている。

沖縄市が投資した費用についても、埋立地の売却代金、賃貸料だけでは回収することができない事業計画で、予定される公共施設も毎年約 1.8 億円の赤字運営が前提となっており、埋立地の売却、賃貸、民間施設の建設が想定通りに実現したとしても、予定される事業期間（30 年間）を通じ、税収増（税収増による地方交付税の減額を考慮していない点、沖縄市の収支予測は正しくない。）を除き 124 億円の赤字が発生する計画となっているのであり、経済的合理性の欠如した計画であることは明らかである。

さらに、沖縄市の各種需要予測は、各種統計データを自己の都合のよいように操作した結果導いたものであり、そのような操作された需要予測どおりに埋立地の売却、賃貸、民間施設の建設が実現することなど到底あり得ず、その場合、沖縄県が購入・整備等した土地の沖縄市による買取は進まず、沖縄県の赤字額はさらに大幅に増大することとなるのであり、このまま本件事業が実施された場合には沖縄県の財政に与える影響は甚大である。

地方自治法 2 条 1 4 項、地方財政法 4 条 1 項などによれば、自治体の財産を投資する場合には、必要最小限の費用で最大限の効果をあげることが求められているところ、本件事業では、この法の趣旨を逸脱する違法な支出がなされようとしている。

- 3 よって、地方自治法 2 4 2 条 1 項の規定により、必要な措置の請求を行う。

沖縄県監査委員 殿

添付書類

事実証明書

一式

2011年 月 日

住所

氏名

印 職業